

藝備孝義傳

佐伯山縣

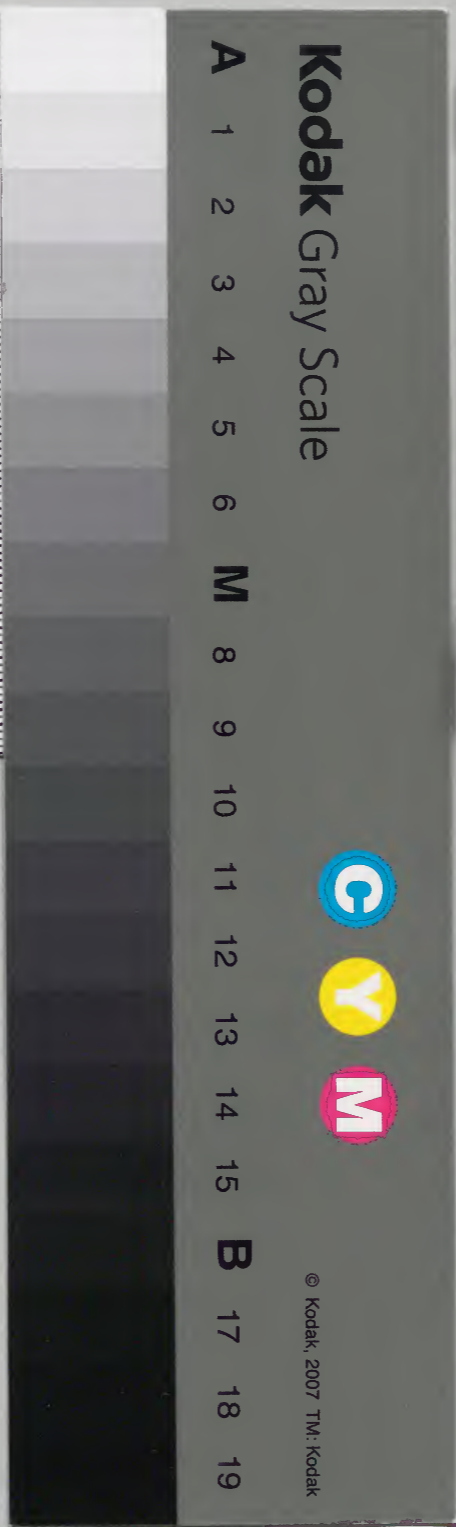
卷三

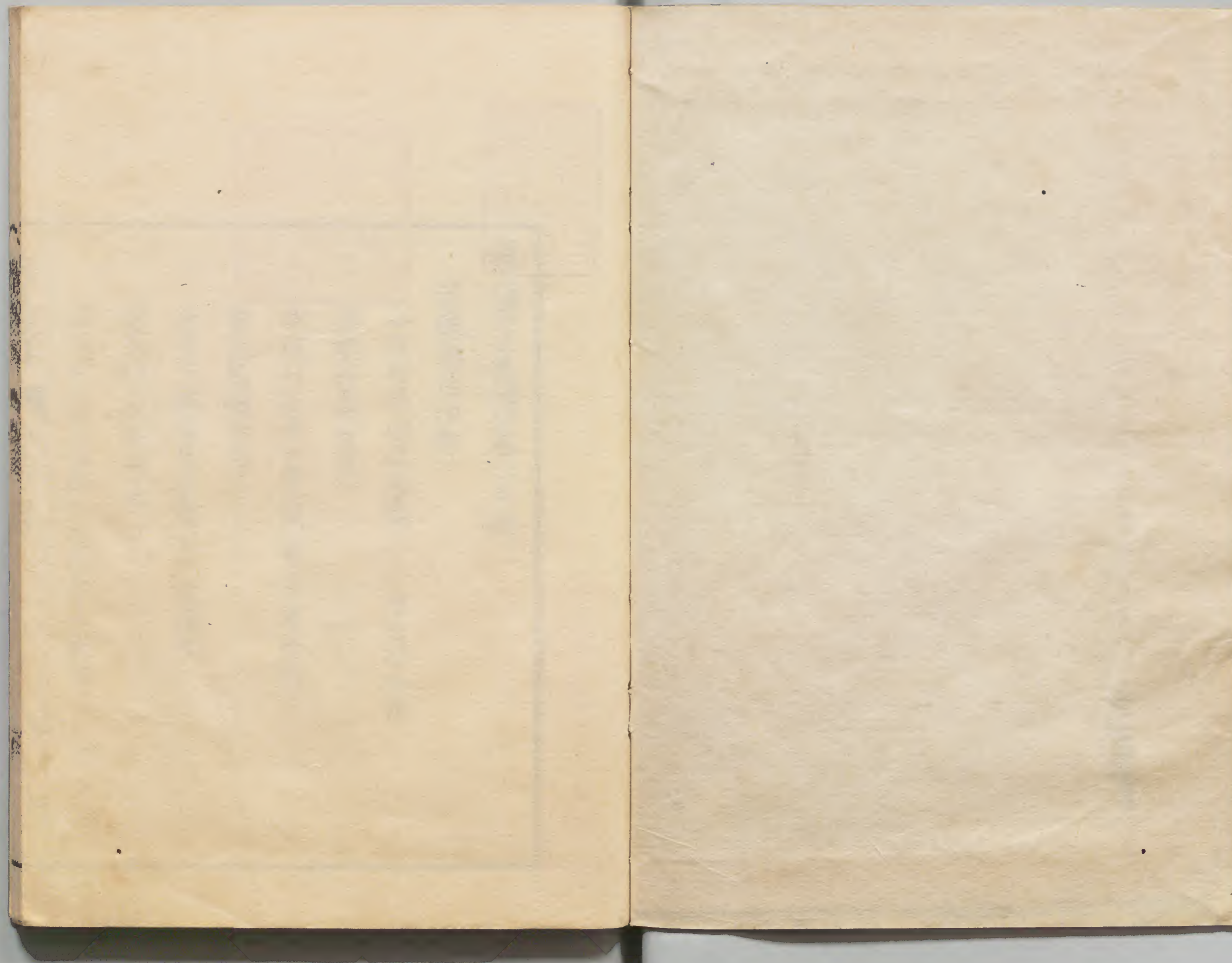


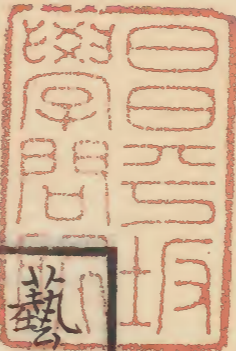
和書門		
一五九九三	函	號
一七九	架	冊

內閣文庫		和書
五八	五九九三	函
五九	架	冊

內閣文庫	
番號	和 15993
冊數	16 (3)
函號	158 27







安藝備孝義傳卷三目錄

安藝國佐伯郡

小方村佐伯屋助三郎

津田村助作

倉重村甚左衛門

玖波村新屋七郎右衛門家来喜兵衛

草津村権四郎

丹市市紙屋甚右衛門家来源七

宮内村六兵衛喜助

五日市石見屋新左衛門家来利七

淺草六庫

小方村六三郎

廿日市助右衛門妻さく

廿日市宮島屋平六家来五郎兵衛

嚴島小浦ぶどう 附魚店町やす 中西町助六妻

嚴島瀧町吉田屋才助

安藝國山縣郡

戸河内村八十郎

政所村善四郎

藝備孝義傳卷三

佐伯郡

○小方村佐伯屋助三郎

助三郎ハ酒を造て家ハ産もあせり至性有りて孝心ふく
又も父師のぢく人を聞て其行篤く人をなひいふこと
廿八より廿年よ父孫を困むるくありぬれより三年がら
暮まよ詰まて自よニなせり又凡遊興のむらろよハ何もあ
列あらば夜ハ妻をも遠ざけてその身ハ母の側よ本のされを
枕とまる福とぞく或人母よハ名けし者までも傍侍り

せめて夫婦ハ一室よりして御事なされしは助三郎
 家ひろく入すくあくれは夜の守はわく別まじりぬ
 くり且ハ三年の間に喪を行へられぬは怪まをもひさうて
 かへんひるもあめり一とせ小方村は火災あり助三郎はさき
 父の位牌をいせ母れをいせとておまじりぬ
 己が土花をいせくたをいせぬ人其家財を運入
 させくりされば家はやまんとせむ財ハ志をいせ者おほりこ
 助三郎りが家焼て家入もいせ煙のちりまもいぬも速
 踏多く餘り入の飢をいせまもいせ酒をいせいせ

人よ飲せられ火防ぐもの力をいせ餘火も早くいせぬ
 助三郎は威の内酒よかりいせ米おほくさけ置又水は漬
 たるおほりいせ助三郎おほりいせ折よ家の業をいせ
 心ゆく酒けくらむいせのまもいせむ村人も必ずいせ
 思ふまじいおまをいせらす此度災よかりて苦める輩よも
 何れいせハ如何いせいせ所の長よかりいせはて府もいせ
 それよ及いせ音仰下りぬされと猶憚てさういせハ酒造より
 くるいせ又いせあまの好事君聴よ達一白銀若干たまたりて
 旗賞をいせいせ貞享元年甲子の十二月あり其後母はいせ



力をあきらめ、きんぎょ 聞台のつぐれ元祿辛未け冬ふたひ銀五枚を賜
 り。且めをれ、ぶきん 御頭巾をたせぬ。うらハ國老某エ田 主水 所管
 かまハ彼家よりも賞行り。助三郎年を極く母を失ふ。その
うれい 憂も居る。又の時、おや 親をまたへる心老て、れい せうへ、日
ごころ ごとふ。墓あまうで、りやく 家のハ靈供たえず、まじ 誠をたせり。享保五年。
 やー七十四まで身まうりぬ。至孝の人なり。

○津田村助作 ○倉重村甚左衛門

助作ハ人まづれて、れい 農業をけしめ、ちや 昼夜をたたらし、父
よく 能考の行を、いさひ けして、た 正しく、ま 直ある。人よこさる。

元禄四年の冬、米十俵なまらりたる。倉重村は甚左衛門よりして、
所の庄屋より一が父は清よまほりて厚く、又その役をばめ、
これバ白銀をたまはりぬ。元禄五徳の間の事あり、皆いすく詳あり
ず。さばらりくあらよ記す。

○玖波村新屋七郎南門家来兵衛

兵衛南門津田村の産あり、二十をかりけ頃、や玖波駅よりなりて、
新屋七郎を東が家よはし、慎勤より、并五六年ありて、まもたの
りもき者よ思ひ、其家ハ乳母をとれよ妻あさせ、家をも、はたか
くろぶ生理をもげ、や、資もよなり、に七郎を東の火災よあひて、

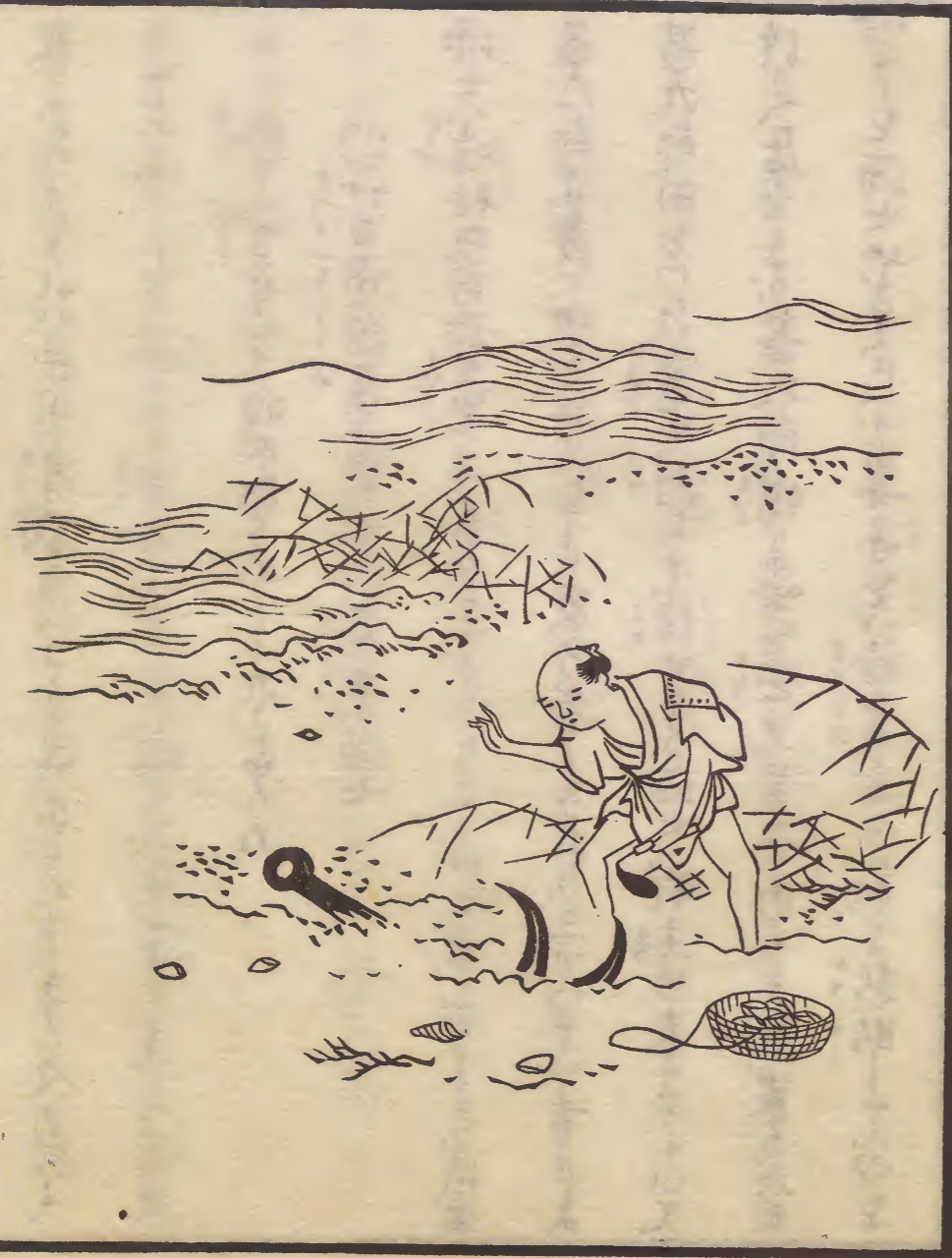
屋宅倉庫はらうま、床とありぬま、は兵衛より、又
主の家よあひり、夫婦とあり、いゝとありて、宅倉を、は、造り、
す、ま、い、じ、が、た、く、り、く、る、財、物、も、度、と、拂、つ、て、打、玉、一、家、業、も、備、
て、續、け、せ、ら、る、。此、時、七、郎、を、東、の、死、し、て、子、の、半、を、東、が、代、り、ま、た、東、
す、く、不、幸、な、り、て、七、郎、即、ち、ら、小、兒、と、老、る、祖、母、と、と、世、を、送、り、
事、と、や、も、よ、皆、痛、く、せ、ら、る、。兵、衛、南、門、を、た、あ、ま、す、夫、婦、が、を、
極、て、輔、養、し、お、も、ろ、く、衣、服、飲、食、を、二、人、と、は、い、ま、は、り、敢、
く、よ、さ、せ、め、ま、殊、よ、誠、を、あ、ら、う、せ、し、七、郎、が、癩、瘡、の、時、渠、等、
お、し、ら、く、此、家、の、お、續、ま、し、ら、る、ま、ま、り、ま、し、り、今、心、力、を、あ、ま、

ざらめやと。方七十日。向昼夜。つだき。かくて。護くる。兩親
 世に在るも。ついで。如此あり。得べき。見之。皆称歎。せり。其兵衛子。
 ちかく。養子せり。勸人。ねら。くま。おぼ。て。引ず。主の家。
 かく。危る。れ。私。の。何。思。つ。暇。あ。ら。ず。た。此。人。を。り。り。て。比
 家。ね。を。す。ま。の。外。さ。ら。は。念。を。く。い。と。ぞ。つ。い。る。ふ。こ。が。あ。や。い。と。の
 身。帯。も。巴。が。り。の。よ。思。つ。ぎ。て。皆。主。の。家。の。有。と。の。い。り。り。
 享。保。十。五。年。十。二。月。其。忠。義。を。賞。し。て。米。を。と。ら。く。賜。ら。る。其。兵衛
 一。六。十。一。あり。七。三。部。八。浦。で。十。歳。よ。ま。り。く。る。

○草津村権四郎

権四郎。羊。十。五。の。ころ。より。父。勘。太。南。門。病。を。得。て。お。り。く。打
 卧。ぬ。権。四。郎。日。々。魚。を。賣。り。り。き。賣。終。て。ま。く。向。屋。よ。ゆ。き。ひ
 け。い。あ。い。て。毎。夜。ふ。け。く。家。を。ぬ。る。冬。は。魚。を。お。ど。推。か。り。て。美。夫。よ
 と。け。へ。父。母。よ。進。め。夜。を。と。ま。の。か。む。一。年。な。り。を。ひ。り。く。て。その。家。
 ち。ま。い。と。之。い。ま。の。畑。を。り。ら。る。る。自。餓。死。す。と。も。子。よ。讓
 ら。せ。と。思。ふ。権。四。郎。は。其。れ。を。賣。て。も。父。が。一。日。け。命。を。や。す。く。せ。ん。と
 せ。り。父。子。の。真。情。を。あ。そ。れ。あり。と。て。霜。降。月。よ。も。あり。ぬ。る。ふ。あ
 親。が。冬。の。衣服。あ。ら。ぬ。れ。ば。権。四。郎。は。其。れ。を。か。ぎ。り。て。一。日。城。下。よ
 り。古。衣。を。う。る。店。よ。ゆ。ま。て。親。が。い。た。く。寒。い。ハ。糸。入。や。ら。つ。賃。を。ま

此れ價ハゆるく納めゆべしと云はれバもまづ人々もやきりけん
 やがて出て代賃くる。持屋郎悦て持帰ひまき。親よまさせんと
 云くれば又推やりて。今年ハ責まへりま。たてまはけらす。あゝ
 の身はおくじま。ゆるや。あ。あ。早く返せ。い。い。價ハ。い。ま。さ。い。い
 り。ま。あ。ま。ま。ま。め。一。た。ま。り。れ。と。再。三。す。め。り。れ。と。聴。き。れ。バ
 せ。く。と。あ。く。り。の。家。を。返。し。ぬ。れ。其。翌。日。碓。は。出。て。あ。り
 ち。げ。る。人。も。ま。ま。ま。持。屋。郎。碓。の。や。大。ま。あ。る。と。掘。出。し。ぬ。ま。て
 掬。の。す。ま。ら。う。い。く。る。日。敷。く。ま。ま。も。その。主。も。ま。れ。ま。れ。遂。ま
 わ。れ。が。物。と。あ。り。て。年。貢。も。納。め。お。の。着。物。も。買。換。り。て。冬。を



春よあしはば是も孝感のいふす所ありんときく入みよ。
りてとやいふやうに官府よさう之。明も延享三年の正月。
米を給て賞せらる。持四郎くく十九ありぬ。

○廿日市紙屋甚太郎の家兼源七

源七、峠村の百姓某が子あり。年十七して。廿日市より。紙屋
甚九郎よ身をゆたか存。又あま家の者ともあり。三十六よりありよ。
甚九郎田をわけ。竈を別ちて住せらる。源七は主の家よりして。
けく居らる。甚九郎頓も母を去て。男子ありれば。家もたか
べと源七やうて。こが妻子を捨置。主の家よ起臥して。心を

くだり。身をくくめは家酒造を業とありぬ。いけり借金
たほく積まると源七。年をむやめて。悉償ひ。甚九郎が遺腹の
むすめ。ありくを敬い育て。同姓紙屋某が子に甚太郎といふ
者をも請受て。家の名跡とあり。遂よりたて。家の事をも
傳ふる。然もたつ家よ帰す。主のりよて終りく。年七十九
あり。其四年前つ。延享四年九月九日。倉米十五俵を賜ふ。

○宮内村六兵衛義助

宮内村よ二人の寡婦あり。子ありぬ。身きま病く。養も
いよ。まかせたり。甥よ六兵衛義助とて。あ人あり。いよ孝思深く

一して朝夕は食物を調かざるく持まり助け養ふる見人
これを感ず此所をぬる國老某上田主水に聞きて褒賞せらる。明和五
年のことあり。

○五日市石見屋新左衛門家来利七

利七ハ早く父母を失ひ十九の年より石見屋新左衛門が家の濱
子といふ者となりて塩やく業を勤くが主人世を去り今この
新左衛門が幼少より源助といふの役見せしが利七を小
屋の内より取たてて塩濱を支配させ家の事をも任くるが
利七夜ハ家内を見めぐり己が寝屋に入り人ハ寐をばさるひより

又起て守りぬすぬれはす人ハ事を賦り己もよくよりとくなく
たると渠仁意の心深して人を使ふとす極てゆるむれば
人ハ衣服はせかく身を勞し年月を積む新左衛門が来餘は
ありぬすべ利七ハ五十は近づき初て妻をむく利七の家を構
たるが塩ハれ支配しぬれば何ぞの取捨ふともゆあるを家来用
るハつたも二三錢をたせて餘所より買くら其潔白あるすては
類あり新左衛門が家産むるもさうざれば利七夫婦質素を盡し
給銀も約してけうらざる其あまゆるをも固辞して受ずさうを
を敬ひ愛むるむぎりあり又石見屋がりちるる田畑のちり年

頃人よ作りせくるが地何くありたるもや。菟角のりてありて。定の所納もせざりしれ。秋をまつ。甚く思ひく。利七。その田畑を取返し。己が給銀のうちに。費を弁入地あげて。作りくるが。年よりして。不足りしれども。己が物増添て。定の数に納めくる。す。秋を南門遠く出る。とあれ。今秋夜も居。とまりて。まじり。もせず。家を守りくる。其天性かくのごと。寛政元年十二月廿五日。寝て。錢若干を賜はる。

○小方村六三郎

小方村飯谷組よ六三郎と。の者何の老母よ。泣くこと。甚篤く。

妻子もす。孝敬あるをみて。利七。同日よ米五俵をたまはる。

○廿日市助右素門妻

菊ハ海老塩漬の民吉也が女あり。廿一の妻。廿日市菓子屋助也。が妻と。めり。居る。一十七年。して。子も。おまぬ。夫に。く。死。し。り。や。て。再嫁の事あり。者あり。姑も。す。菊が。つ。て。寡あるを憐て。つ。て。老。し。る。も。は。ら。れ。孫。を。た。て。得ぬ。も。有。す。其。方。も。も。ぬ。人の。勸。ま。せ。し。ひ。と。ひ。く。ん。バ。思。ひ。も。ら。ぬ。事。は。す。の。者。老。を。せ。し。ふ。あ。身。を。い。て。見。す。て。ま。す。の。の。び。ま。ら。ひ。ま。で。も。能。

そひて方のむらうはばよまほらうそて吾身れ本意上人の素
 意もて且稚者も不便よふらうむめく人の詞もはひひ
 まうとて固承引ずさらぬよまま家のほらうま主人あて
 せらうる便もあられ或はく人のめよ洗濯し或は磯よめて蠟を取
 是ハ潮の引く間よめよ業もて殊も興れ頃を専しよれハ風が
 しく月くらき夜もねあむおりてひらひらり籃よ満して
 推りて家よ帰る内よは姑夜寒をけつるのころ老の乳あまよ
 孫をすし帰れゆるを待かぬらう角ハつそぎ食物をせくの
 姑の飢寒をすよ其艱難なりひやるべし遂よやあひとげて



姑ハ八十歳子ハ利兵衛トシテ廿歳ニありぬされど於夜儀モヤ
 めズ。姑をヤシムルコトハ厚シク養ハシメテ其其ガ家ノ出
 入リノ事モ容ルルコトアリシガ、呼ビテ其其トシテヤシ
 事終レバ菊ノ膳を居ルレド、つも持帰リテ、姑ニヤシム
 ハ別ニ何ノ事トシテ、其其ガ家ノ出立ノ事モ、如クモヤシ
 被レタリ。寛政三年四月賞錢トシテ、之ヲ賜フ。

○廿日市宮嶋屋平六家来五郎兵衛

五郎兵衛平六ハ、其其ノ家ノ出立ノ事モ、如クモヤシ
 被レタリ。寛政三年四月賞錢トシテ、之ヲ賜フ。

其家醬油を造て産業トシ、近頃ハヤバトシテ、行と、五郎兵衛
 深く、其其ノ家ノ出立ノ事モ、如クモヤシ被レタリ。寛政三年四月賞錢トシテ、之ヲ賜フ。

○嚴嶋小浦さむら

附魚店町や 中西町助六妻

さむら小浦の船人善三郎が女あり善三郎年三十ざりけ時
 何れもちて打撲しされより骨節の痛もつて起居への
 たまげを待てる家を負く事よ便なく妻はさむらが五歳の時より
 父はけ置日くじりして善三郎のさむら其はより孝謹か
 して母が病まで父の側を離さぬれが出て落葉をぬき
 母が薪のやりめを助く其十より善三郎母もむいて今よりハ
 内なれりて父とのれげさすは介保するがさむらさむらさむら
 ちよべら代で儀もゆきりんとりいんれが母も不便は

思ひながら其りてはまよ且許しる日正より日く見ゆる事
 力をげり曉潮の落る夜深く起茶を煮る親もあて
 ぬら出行貝をかり得るが家もゆりて親の安否をうかひせうて
 又賣は出る聊も暇あまは落葉薪をやりめ又物あまの船の
 つく所よゆきておちいぢまはる本など収て母はあふや成
 長するは父病す昔は増りぬさむら深く悲て種く薬を
 かりめやまたらす進ませども更な験もなせりくれがあれ
 御身の痛の後よもあひたといふ年打取ふもさむら
 ちよべらさむら但いさむら痛をさむらの悲も泣くは

兩親も俱ともに袂たもともぎさりぬ人もや聞傳きつゝてあされと申まをひぢりつら
 まるを待まちて穢物いせものをかひ食物えものをも施たのしむるめて父ちちの病床びやうじやうは在あり
 一ひと日ひも
 一ひと日ひも
 生いまひびく入いりしと種たねひひよ今いまをぞ一の介保けいほと思おもひ悲かなしく打うち
 泣なつずりのりくるぶ父ちちの死しをくまりぬ年とし七しち二にあり醫い師しへの禮れいを奉ほう
 儀ぎの費つひえもまごころ自みづから出いぬ是こゝは毎日まいにちに得える錢ぜにの
 ころを貯たくわへたくして此こゝ時の用もちをりる寛政三年六月銀
 貳百目た賜たまふまごころ年五十餘としごあり是こゝよりたまふ魚店町いさなのやま
 りる孝女けうにょありまご母ははを奉ほうて明和七年三月島奉行しまの賞しょうを

得えるすく中西町助六が妻も孝を以て回まわりく賞しょうをわくす
 是こゝは天明三年九月ありしり

○巖島瀧町吉田屋才助

才助さいすけは犬野村農民の子あり七歳しちさいの時ときにけく増まふあつて紺屋こんや
 孫まごた弟あにつまはけが其その業わざを習まなみ終しまり日ひ人ひとまはけらし日暮くろまはひり
 顔かほまでほぐすやうに取とり扱とり夜の仕事しごとも終しまり終しまり主まの老らう
 父ちちの肩腰かたこしを按摩あんましてまごより庭にわへて臥ふせまじ朝あまはしり
 起おきて諸もろの調度ていどを運たんづき萬よろまめやうに仕つかへば孫まごた弟あにつもたの
 りし思おもひ妻つまをりたせて内うちに居ゐるが子こ出来きて後のちに家

かりて住せしむ。かくて孫太甫の心也。や。年々く。臥けま。家日くは負くありぬ。才助給銀も得とらざれど。弥増勤をけ。主の病ありくありて。夫婦とも。懇者病。其。かひありき。養子も離縁して。出さる。跡を。聞求て。又或者と請受。是もぬ。世に在る時より。人は。つ。は。さ。皆才助が家よむ。子長病して。妻。

何のいとも。之せ。痛く。今又せん。夫婦山も行って。新を取り。儀も出て。具を。夫は。暇あま。な。ま。孫太甫が家の。師弟。恩を。たけ。遂。白銀若干を賞賜せらる。小浦の

孝女と同日とてありき。

山縣郡

○戸河内村八十郎

八十郎者安藝州山縣郡戸河内邑農夫也自幼謹厚事父母致孝常在其傍莊敬戰慄未嘗放肆過則趨而避之唯恐觸犯及長愈篤雖日執鋤犁從事畎畝然其色養之勤不敢少懈每飲食必先嘗而後進之有一所嗜則竭力致之以極其歡矣是以父母亦為之怡怡如無不足者也父已沒獨養其母母年七十餘衰憊不能

行故其平居所欲造者若親戚若故舊若佛寺無遠近必自祿負而往未始為勞止幾母又患眼為瞽八十郎見其年老失明無復情悰常為己憂左右就養慰寬備至朝則日夜明夕則曰日暮人來則曰某來去則曰某去若已他適則又曰以某事赴某所當以某時還矣凡自農桑以至百為之末亦皆具告使之無所不知焉如是者數年母益老且病乃侍湯藥不離牀蓐扶持保護因敢暇食已而母死居喪哀毀過節又作齋以招鄉黨州里共請雲水追修冥福聞者莫不為之感動也於是

郡吏邑長審具其狀以白
 藩主大嘉其行乃使郡吏永除其租以旌其閭居一年
 八十郎詣于邑長而請曰孝者人子之職我之所宜為
 也而遽受不賞之賜已過其分萬萬且以其餘一祭我
 父再祭我母鄙願足矣無復所望而猶私嘉惠者實非
 區區之志也自今之後幸收我租死當銘骨邑長止之
 不聽乃就郡吏告以其言
 藩主不許賜租如故夫搢紳之士少而讀書長而習禮
 猶有不順於其父母者若八十郎巖居谷飲衣褐含糗

又惡知有講學之方聖賢之教乎然其於事親之道則
 雖古人不多讓焉聞八十郎之風者其不少愧乎哉

贊曰

孝心翼翼 久而有誠 上天下鑒 終成令名
 復除受賜 餘慶如京 祭父祭母 存止兩榮
 享保二十年乙卯臨川田革半感甫撰

譯

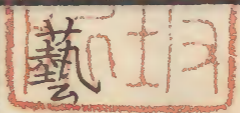
八十郎ハ安藝あき國山縣やまがきの郡戸内村とがうちの土民どまあり。幼少ちひさの時
 より生質なまねとあり。父母ちちを侍まへて孝をいたし。孝ふ父母の



傍^{まがら}居^のてはけしきもいふに假^{かり}初^{はつ}もいふに
 過^する時^{とき}はあまのこはけ遠^{とほ}のまゝいふに
 長^{なが}せのまゝいふに
 みだりといふに
 といふに
 暮^くぬ父^{ちち}死^して後^{のち}母^{はは}の年^{とし}も老^{おい}ゆへに
 秘^ひ戎^{じゆ}の親^{おや}類^{るい}或^{ある}は羽^は支^し或^{ある}は佛^{ぶつ}寺^じ母^{はは}の
 口^{くち}に
 口^{くち}に

○政所村善四郎

善四郎ハ厚く父母を敬ふ。又、人々を導きて善ふむ。凡そ其の實行をまじりて、恨らるる行状は、むづからあらざり。孝義をまじりて、天明二年に西に善れ出で、ありとぞ。



備孝義傳卷三終

